

(平成22年2月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月

いつごろであったかは記憶に無いが、市町村役場から申立期間の国民年金保険料についての納付勧奨があった。その時、集金人から申立期間の領収書をもらっていたので、「領収書を持っている。」と言うと、「分かりました。」と返事があったので安心していった。しかし、年金記録の照会をしたところ、当該期間が免除との記録になっていた。免除の申請をした記憶も無く、しかも、一緒に納付していた妻は納付と記録されているにもかかわらず、自分だけ免除と記録されているのは納得がいかないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間を除いて国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金に対する納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人と一緒に集金人に納付していたとする妻も、申立期間は納付済みである上、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、市町村役場からの国民年金保険料の納付勧奨に対して、納付していると回答した状況を鮮明に記憶しており、申立内容に不自然さは見当たらない。

加えて、申立期間は1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から46年3月まで

私は出生からA市町村に住んでおり、昭和47年3月当時は乗務員の日雇い仕事をしていましたが、職人の見習いとして叔母の婿がB県において経営する事業所に勤務することになったので、仕事を退職し、給与で現金約6万円をもらった。

その6万円の中から国民年金保険料3万円支払ってお釣りをもらい、「あと20年掛けたら年金がもらえる。」と言われたことを覚えている。

申立期間は、国民年金保険料を一括納付した期間であり、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する昭和47年3月は、第1回特例納付期間である上、申立期間の保険料と同時に納付したとする昭和46年度の保険料については、申立人保管の国民年金手帳において、47年3月22日付けで領収されていることが確認できる。

また、申立人が昭和47年3月に納付したと申し立てている金額は、申立期間及び昭和46年度の国民年金保険料を、特例納付、過年度納付及び現年度納付として、一括納付した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市町村役場の窓口又は集金で納付したと主張しており、同市町村に照会したところ、申立期間当時、i) 市町村役場の窓口で過年度納付及び特例納付に係る保険料を預かり、歳入代理店に入金していたこと、ii) 集金組織でも過年度納付及び特例納付に係る保険料を預かっていたことが確認できる。

加えて、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年10月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月19日から同年11月1日まで

私は昭和29年4月1日から61年12月31日までA事業所で継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では39年10月19日に厚生年金保険被保険者の資格を一度喪失し、同年11月1日に再度資格を取得した記録となっている。

昭和39年10月19日付けの転勤辞令があった後、事務引継にかなりの日時を要し、発令先のC支店へ着任したのが11月1日ごろであった。同支店の社会保険事務担当者が着任日を資格取得日と誤認し書類を提出したため、申立期間の年金記録が失われたものと思われるので、調査の上、この年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管している人事台帳、在職証明書及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人がA事業所に継続して勤務し（昭和39年10月19日にA事業所D支店からA事業所C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所C支店における昭和39年11月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和34年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月21日から同年11月1日まで

私は、昭和34年3月末ごろ、A事業所B支店C出張所からA事業所B支店D出張所へE氏の選挙要員として派遣されたが、選挙終了後は次回の選挙要員として、そのままD出張所へ転勤となった。

申立期間において、当然、給料が支給されていたし、雇用保険料が差し引かれていて厚生年金保険料が差し引かれていないのは不合理である。

同じ会社内での転勤であるのに申立期間の記録が無いのは納得できないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

退職証明書、社員名簿及び雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人は、A事業所に継続して勤務していたことが認められる(社員名簿の記録によると、昭和34年6月27日にA事業所B支店C出張所からA事業所B支店D出張所に異動)。

また、i) D出張所勤務であった当時の経理担当者は、「厚生年金保険には必ず加入するものとして処理していたと思う。また、雇用保険料を控除し、厚生年金保険料を控除していないとは考え難い。」と供述していること、ii) 申立人と同時期にC出張所からD出張所に転勤した同僚には、D出張所に転勤した当初の期間において、厚生年金保険被保険者記録が確認できること、などから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、同僚のオンライン記録などから、申立期間当時は、A事業所B支店D出張所勤務の者についてA事業所B支店を厚生年金保険適用事業所として、被保険者資格の取得、喪失が行われていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支店における昭和34年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から55年3月まで

私は、昭和51年6月、専門学校を卒業して実家の家業に従事することになったので、父がA市町村役場で国民年金の加入手続をした。

当時は、町内会の集金人が自宅に集金に来ており、母が私の国民年金保険料を支払っていた。

昭和63年2月に病院に入院したころ、母がA市町村役場へ保険料の免除申請に行った際に、「12年間も納付済みだから大丈夫。」と言われたことをはっきりと記憶しており、市町村役場の手書きの名簿を調べれば、申立期間が納付済みであることが分かるはずである。

以上のとおり、記録の訂正を申し立てる。

(注) 申立ては、長期入院中の申立人の父が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母が集金人に支払ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年7月22日に払い出されており、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、過年度納付できる期間があっても、A市町村の当時の取扱いによると、集金人に過年度保険料を納付できない期間である。

また、申立人の父は、「申立人が学校を卒業し、20歳に達した昭和51年*月ごろに国民年金の加入手続をした。」と申し立てているが、その後の聴取により、「申立人は、高校卒業後、専門学校に3年間通った。」と供述しており、申立人が専門学校を卒業したのは53年であったことがうかがえることから、国民年金への加入時期についての記憶があいまいである。

さらに、A市町村役場保管の被保険者名簿に、申立期間における保険料納付済みの記載は無く、同市町村役場保管の検認一覧表においても、申立期間において申立人の保険料が納付されていることを示す記録は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年1月までの期間及び39年8月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年1月まで
② 昭和39年8月から46年3月まで

私は、自営をしていたころ、国民年金に加入し、保険料は、毎月、町内会等の集金人に払っていた。申立期間が未納となっているのは間違いだと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自営を始めたのは30歳ぐらいのころ（昭和42年ごろ）であると供述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和49年1月30日となっており、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立期間②直後の46年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料は、48年12月7日付けで納付されていることが確認できることから、申立人は、同年12月ごろに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点において、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、特例納付でさかのぼって保険料を納付したとの主張も無い。

また、申立人について、前述の払出日以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書に現金を添えて納付していたと供述しているが、納付書による納付方法が開始されたのは昭和46年ごろからであることから、その供述には不自然さが見受けられる。

加えて、申立人は、国民年金保険料を親が納付していたことがあるとも供述しているが、申立人の両親は既に亡くなっており、保険料の納付状況について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月から36年10月まで

私は、昭和29年10月、A事業所に入社し、申立期間の間、同事業所に勤務した。同事業所は、当時盛況を極め従業員数も急増したこともあって、厚生年金保険に加入していないとは考え難いため、調査をした上で申立期間の記録訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に、A事業所に勤務していたことは、申立人の鮮明な記憶並びに承継事業主及び申立人が氏名を記憶している同僚2人の供述から推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所は、昭和39年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所の承継事業主は、「当事業所が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和39年9月1日からである。それ以外のことについては、資料も無いため不明である。」と供述している。

さらに、前述の同僚2人を含めた当時の同僚3人は、「申立事業所は自身が入社した当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和39年9月1日に適用事業所になり、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から29年8月1日まで
② 昭和31年11月30日から37年1月1日まで

私は、昭和 26 年 4 月 1 日から 59 年 6 月 1 日まで辞めることなく、A事業所及びB事業所に勤務していた。申立期間①及び②についても厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、記録を回復してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の妻は、「昭和 28 年 9 月某日に生まれた娘のお祝いに、A事業所の社長の奥さんが来てくれたことを覚えている。」と供述していること及び原戸籍謄本で確認できる事実とも符合していることから、申立人は、少なくとも同年9月某日以降、当該事業所で勤務していたと推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所が昭和 29 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 29 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が申立人を含め 9 人確認できるが、死亡又は住所不明のため、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、申立期間①当時の代表取締役は既に亡くなっているため、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

2 申立期間②について、同僚の供述から、申立人は、A事業所及びC事業所 (現在は、B事業所) で継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A事業所は昭和31年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、C事業所は34年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②のうち、31年11月30日から34年11月30日までは両事業所とも適用事業所ではないことが確認できる。

また、昭和34年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している14人のうち1人は、「私が入社したのは32年4月だった。その当時、C事業所は個人事業所だったと思う。当初は、厚生年金保険に加入していなかった。ある時、会社から厚生年金保険に加入するような説明があった。」と供述していることから、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる以前は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったことが推認できる。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人は国民年金被保険者資格を昭和35年10月1日に取得し37年7月1日に喪失していること及び喪失理由として「厚年加入」と記載されていることが確認できる。

加えて、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票により、親戚関係にある役員4人（申立人を含む。）が昭和37年1月1日にまとめて厚生年金保険に加入していることなどから判断して、当該事業所では、これ以前は親戚関係にある役員を厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

その上、両事業所の当時の事業主及び代表取締役は既に死亡しており、現在の代表取締役からは「申立期間当時の書類は保存していない。」との回答を得ていることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

- 3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。